

国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 雇用保険法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

国立市職員退職手当支給条例（昭和43年6月国立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。